

株式移転に関する事前開示書面

(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に基づく開示書類)

2026年1月15日

日精樹脂工業株式会社

2026年1月15日

長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地
日精樹脂工業株式会社
代表取締役社長 依田 穂積

株式移転に関する事前開示事項

当社と TOYO イノベックス株式会社（以下「TOYO イノベックス」といい、TOYO イノベックスと当社を総称して「両社」といいます。）は、2026年4月1日（以下「効力発生日」といいます。）（予定）をもって、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により両社の完全親会社となるGMSグループ株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）について合意に達し、2025年11月14日開催の両社それぞれの取締役会決議により、株式移転計画書（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画の内容

別添1「株式移転計画書（写）」をご参照ください。

2. 会社法第733条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

（1）株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「本株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

	当社	TOYO イノベックス
本株式移転比率	2	1.51

（注1）株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株、TOYO イノベックスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.51株をそれぞれ割当交付いたしました。ただし、本株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が起きた場合、両社協議の上で変更することがあります。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

（注2）共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。本株式移転により、両社の株主の皆様に割り当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場（テクニカル上場）申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、本株式移転により1単元（100株）以上の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。なお、本株式移転により1単元（100株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所

その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社に定める予定の定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

（注3）共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 75,805,530株

当社の発行済株式総数22,272,000株（2025年9月30日時点）、TOYOイノベックスの発行済株式総数20,703,000株（2025年9月30日時点）に基づいて算出しております。なお、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しています。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状においては未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、当社はSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、TOYOイノベックスは山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてそれぞれ選定し、2025年11月13日付けて、株式移転比率に関する算定書を取得しました。

両社は、当該ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による助言及び算定結果並びに下記「イ. 算定に関する事項」の「(エ) 公正性を担保するための措置」の「②独立した法律事務所からの助言」に記載の両社それぞれの法務アドバイザーからの法的助言を参考に、両社それが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「2. 会社法第733条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025年11月14日に開催された両社の取締役会において本株式移転比率を決定し、合意いたしました。

イ. 算定に関する事項

（ア）算定機関の名称及び当事会社との関係

当社の第三者算定機関であるSMB C日興証券及びTOYOイノベックスの第三者算定機関である山田コンサルは、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

（イ）算定の概要

SMB C日興証券は、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転

比率の算定結果は、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株2株を割り当てる場合に、TOYO イノベックスの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.49～1.54
D C F 法	1.01～3.19

市場株価法においては、2025年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

D C F 法においては、両社が作成した財務予測に基づくキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。

S M B C 日興証券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。S M B C 日興証券の株式移転比率の算定は、2025年11月14日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、TOYO イノベックスの財務予測その他将来に関する情報については、TOYO イノベックスの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に伴い両社の財務状況が推移することを前提しております。

なお、S M B C 日興証券がD C F 法による算定の前提とした両社の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。また、S M B C 日興証券がD C F 法による算定の前提とした 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの当社の事業計画については、最新の経営環境を反映して保守的に試算した 3 カ年の数値を用いておりますが、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 3 月期の営業利益は、在庫の評価減などが影響するものと仮定し算定の前提とした事業計画では大幅な減益を見込んでおります。2027 年 3 月期から 2028 年 3 月期の各期において、大型機や専用機などの付加価値及び利益率の高い商品の販売を伸長させることで、大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加に加えて、運転資本増加額の減少により前事業年度から大幅な増加となる見込みです。

また、S M B C 日興証券がD C F 法による算定の前提とした 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの TOYO イノベックスの事業計画については、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年

3月期の営業利益は、市況回復による足元の受注状況及び大型ダイカストマシンの部品先行手配の実施による短納期化等の販売強化等の要因により、前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加に加えて、運転資本増加額の減少により前事業年度から大幅な増加となる見込みです。2027年3月期の営業利益は、市況回復の影響に加え、アジア重点地域を中心としたグローバルでの拡販と、日本国内の休眠顧客の再開拓等の施策により前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは売上拡大に伴う運転資本増加額の増加により、前事業年度から大幅な減少となる見込みです。2028年3月期の営業利益は、前年までの施策を継続しつつ、さらなる大型ダイカストマシンの拡販努力や生産体制の合理化、原価低減活動の推進等により前事業年度から大幅な増益となる見込みです。さらに、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加により、前事業年度から大幅な増加となる見込みです。

他方、山田コンサルは、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、DCF法を採用し、算定を行いました。

市場株価法においては、2025年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づくキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を割り当てる場合に、TOYO イノベックスの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.47～1.64
DCF法	1.20～2.54

山田コンサルは、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。山田コンサルの株式移転比率の算定は、2025年11月14日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、TOYO イノベックスの財務予測その他将来に関する情報については、TOYO イノベックスの経

當陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に伴い両社の財務状況が推移することを前提としております。

なお、山田コンサルがDCF法による算定の前提とした両社の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。また、山田コンサルがDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までの当社の事業計画については、最新の経営環境を反映して保守的に試算した3カ年の数値を用いておりますが、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期の営業利益は、在庫の評価減などが影響するものと仮定し算定の前提とした事業計画では大幅な減益を見込んでおります。2027年3月期から2028年3月期の各期において、大型機や専用機などの付加価値及び利益率の高い商品の販売を伸長させることで、大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加に加えて、運転資本増加額の減少により前事業年度から大幅な増加となる見込みです。また、山田コンサルがDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までのTOYOイノベックスの事業計画については、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期の営業利益は、市況回復による足元の受注状況、また大型ダイカストマシンの部品先行手配の実施による短納期化等の販売強化等の要因により、前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加に加えて、運転資本増加額の減少により前事業年度から大幅な増加となる見込みです。2027年3月期の営業利益は、市況回復の影響に加え、アジア重点地域を中心としたグローバルでの拡販と、日本国内の休眠顧客の再開拓等の施策により前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは売上拡大に伴う運転資本増加額の増加により、前事業年度から大幅な減少となる見込みです。2028年3月期の営業利益は、前年までの施策を継続しつつ、さらなる大型ダイカストマシンの拡販努力や生産体制の合理化、原価低減活動の推進等により前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加により、前事業年度から大幅な増加となる見込みです。

ウ. 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する事項

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行う予定です。上場日は共同持株会社の設立登記日である2026年4月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2026年3月30日に当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所を、TOYO イノベックスは東京証券取引所をそれぞれ上場廃止となる予定です。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則により決定されます。

エ. 公正性を担保するための措置

両社との間には資本関係等は存在せず、本株式移転は独立した当事者間で実施されるものですが、当社は、本株式移転の公正性を担保するという観点から、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

当社は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等」の「(ア) 割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関としてSMB C 日興証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C 日興証券の分析及び助言を参考としてTOYO イノベックスと交渉・協議を行い、上記「2. 会社法第733条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年11月14日に開催された取締役会において決議いたしました。なお、当社は、SMB C 日興証券から、本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである日比谷中田法律事務所から、当社の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、日比谷中田法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。日比谷中田法律事務所は、当社と顧問契約を締結しておりますが、(a) 日比谷中田法律事務所は当社を含めた多数の依頼者に対し、外部の法律専門家としてサービスを提供している法律事務所であること、(b) 直近事業年度において当社が日比谷中田法律事務所に対し法的助言の対価として支払った金額は少額であること、(c) 本経営統合に関し日比谷中田法律事務所に支払われる法的助言の対価には、本経営統合の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないことから、本経営統合における当社からの独立性に問題はないと判断しております。

他方、TOYO イノベックスは、本株式移転の公正性を担保するという観点から、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

TOYO イノベックスは、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等」の「(ア) 割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として山田コンサルを選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、TOYO イノベックスは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルの分析及び助言を参考として当社と協議を行い、上記「2. 会社法第 733 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「① 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを 2025 年 11 月 14 日に開催された取締役会において決議いたしました。なお、TOYO イノベックスは、山田コンサルから、本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

TOYO イノベックスは、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである大江橋法律事務所から、TOYO イノベックスの本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、大江橋法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。大江橋法律事務所は、TOYO イノベックスとの間で顧問契約を締結しておりますが、(a) 大江橋法律事務所は TOYO イノベックスを含めた多数の依頼者に対し、外部の法律専門家としてサービスを提供している法律事務所であること、(b) 直近事業年度において TOYO イノベックスが大江橋法律事務所に対し法的助言の対価として支払った金額は、TOYO イノベックスの社外役員の独立性の基準(直近事業年度において TOYO イノベックスとの取引における TOYO イノベックスからの対価の支払い額がその者の連結売上高の 2 %超)を下回る少額であること、(c) 本経営統合に関し大江橋法律事務所に支払われる法的助言の対価には、本経営統合の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないことから、本経営統合における TOYO イノベックスからの独立性に問題はないと判断しております。

オ. 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、両社の間には特段の利益相反関係は生じないことがから、特別な措置は講じておりません。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

資本金の額 : 300 百万円

資本準備金の額 : 75 百万円

利益準備金の額 : 0 円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、両社が協議の上、会社計算規則第 52 条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. 会社法第 773 条第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑯までの第1欄に掲げる当社が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する当社の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数に2を乗じた数の、第2欄に掲げる共同持株会社の新株予約権をそれぞれ交付いたします。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
① 第1回新株予約権	別紙2(注)①	第1回新株予約権	別紙3(注)①
② 第2回新株予約権	別紙2(注)②	第2回新株予約権	別紙3(注)②
③ 第3回新株予約権	別紙2(注)③	第3回新株予約権	別紙3(注)③
④ 第4回新株予約権	別紙2(注)④	第4回新株予約権	別紙3(注)④
⑤ 第5回新株予約権	別紙2(注)⑤	第5回新株予約権	別紙3(注)⑤
⑥ 第6回新株予約権	別紙2(注)⑥	第6回新株予約権	別紙3(注)⑥
⑦ 第7回新株予約権	別紙2(注)⑦	第7回新株予約権	別紙3(注)⑦
⑧ 第8回新株予約権	別紙2(注)⑧	第8回新株予約権	別紙3(注)⑧
⑨ 第9回新株予約権	別紙2(注)⑨	第9回新株予約権	別紙3(注)⑨
⑩ 第10回新株予約権	別紙2(注)⑩	第10回新株予約権	別紙3(注)⑩
⑪ 第11回新株予約権	別紙2(注)⑪	第11回新株予約権	別紙3(注)⑪
⑫ 第12回新株予約権	別紙2(注)⑫	第12回新株予約権	別紙3(注)⑫
⑬ 第13回新株予約権	別紙2(注)⑬	第13回新株予約権	別紙3(注)⑬
⑭ 第14回新株予約権	別紙2(注)⑭	第14回新株予約権	別紙3(注)⑭
⑮ 第15回新株予約権	別紙2(注)⑮	第15回新株予約権	別紙3(注)⑮

(注) 別添1「株式移転計画書(写し)」の別紙2及び別紙3を指します。

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時における当社の新株予約権者に対し、その所有する上表の①から⑯までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる共同持株会社の新株予約権2個を割り当てます。

かかる取扱いは、本株式移転の株式移転比率を前提として、割当対象新株予約権と実質的に同内容かつ同数の共同持株会社発行新株予約権を交付するものであり、相当であると判断しております。

4. TOYO イノベックスに関する事項（会社法施行規則第206条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

TOYO イノベックスの2025年3月期に係る計算書類等の内容につきましては、別添2をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式取得（子会社）に向けた基本合意書締結

TOYO イノベックスは、2025年6月24日開催の取締役会において、TOYO イノベックスの持分法適用関連会社であるGM-Injection AG（本社：スイス ツーク州）を子会社化することを検討するため、株式取得に向けた基本合意書を締結することを決議いた

しました。

② 剰余金の配当

TOYO イノベックスは、2026 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 17.5 円の配当を行ふことを予定しております。

③ 自己株式の消却

TOYO イノベックスは、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しています。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 206 条第 4 号)

(1) 剰余金の配当

当社は、2026 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 21 円の配当を行うことを予定しております。

(2) 自己株式の消却

当社は、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しております。

以上

別添 1

株式移転計画書（写し）

日精樹脂工業株式会社（以下「日精樹脂」という。）及びTOYO イノベックス株式会社（以下「TOYO」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

日精樹脂及びTOYOは、本株式移転計画の定めるところに従い、本成立日（第8条に定義する。以下同じ。）において、共同して株式移転（以下「本株式移転」という。）を行い、日精樹脂及びTOYOの発行済株式の全部を新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）に取得させ、これにより日精樹脂及びTOYOは、それぞれ本持株会社の完全子会社となる。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
 - (1) 目的
本持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
本持株会社の商号は、GMS グループ株式会社とし、英文では GMS Group Co., Ltd. と表示する。
 - (3) 本店の所在地
本持株会社の本店の所在地は東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区丸の内2丁目5-2 三菱ビル8階とする。
 - (4) 発行可能株式総数
本持株会社の発行可能株式総数は、230,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役（代表取締役会長 CEOに選定予定）：依田 穂積
取締役（代表取締役社長 COOに選定予定）：田畑 祯章
取締役：今井 昭彦
取締役：酒井 雅人
2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

監査等委員：スティーヴン ブルース ムーア（社外取締役）
監査等委員：西田 治子（社外取締役）
監査等委員：佐和 周（社外取締役）
監査等委員：横澤 靖子（社外取締役）
3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

太陽有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、日精樹脂及び TOYO の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における日精樹脂及び TOYO の株主に対し、それぞれその所有する日精樹脂及び TOYO の普通株式に代わり、①日精樹脂が基準時に発行している普通株式の数に 2 を乗じて得られる数、及び、②TOYO が基準時に発行している普通株式の数に 1.51 を乗じて得られる数の合計に相当する本持株会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における日精樹脂及び TOYO の株主に対して、以下の割合（以下「本株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 日精樹脂の株主に対しては、その所有する日精樹脂の普通株式 1 株につき、本持株会社の普通株式 2 株
 - (2) TOYO の株主に対しては、その所有する TOYO の普通株式 1 株につき、本持株会社の普通株式 1.51 株
3. 前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第 5 条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新株予約権の交付

本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑯までの第 1 欄に掲げる日精樹脂が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する日精樹脂の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数に 2 を乗じた数の、第 2 欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第 1 欄		第 2 欄	
名称	内容	名称	内容
① 第 1 回新株予約権	別紙 2①	第 1 回新株予約権	別紙 3①
② 第 2 回新株予約権	別紙 2②	第 2 回新株予約権	別紙 3②
③ 第 3 回新株予約権	別紙 2③	第 3 回新株予約権	別紙 3③
④ 第 4 回新株予約権	別紙 2④	第 4 回新株予約権	別紙 3④
⑤ 第 5 回新株予約権	別紙 2⑤	第 5 回新株予約権	別紙 3⑤
⑥ 第 6 回新株予約権	別紙 2⑥	第 6 回新株予約権	別紙 3⑥
⑦ 第 7 回新株予約権	別紙 2⑦	第 7 回新株予約権	別紙 3⑦
⑧ 第 8 回新株予約権	別紙 2⑧	第 8 回新株予約権	別紙 3⑧
⑨ 第 9 回新株予約権	別紙 2⑨	第 9 回新株予約権	別紙 3⑨
⑩ 第 10 回新株予約権	別紙 2⑩	第 10 回新株予約権	別紙 3⑩
⑪ 第 11 回新株予約権	別紙 2⑪	第 11 回新株予約権	別紙 3⑪
⑫ 第 12 回新株予約権	別紙 2⑫	第 12 回新株予約権	別紙 3⑫
⑬ 第 13 回新株予約権	別紙 2⑬	第 13 回新株予約権	別紙 3⑬
⑭ 第 14 回新株予約権	別紙 2⑭	第 14 回新株予約権	別紙 3⑭
⑯ 第 15 回新株予約権	別紙 2⑯	第 15 回新株予約権	別紙 3⑯

2. 新株予約権の割当て

本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における日精樹脂の新株予約権者に対し、その所有する前項の表の①から⑯までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権2個を割り当てる。

第6条 (本持株会社の資本金及び準備金の額)

本成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 300百万円
- (2) 資本準備金の額 75百万円
- (3) 利益準備金の額 0円
- (4) 資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第7条 (剰余金の配当等)

- 1. 日精樹脂は、2026年3月31日を基準日として、日精樹脂の普通株式1株あたり21円の限度において、剰余金の配当を行うことができる。
- 2. TOYOは、2026年3月31日を基準日として、TOYOの普通株式1株あたり17.5円の限度において、剰余金の配当を行うことができる。
- 3. 日精樹脂及びTOYOは、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画の作成日から本成立日までの間、本成立日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。

第8条 (本持株会社の成立日)

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本成立日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、日精樹脂及びTOYOが協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第9条 (株式移転計画承認株主総会)

- 1. 日精樹脂及びTOYOは、それぞれ、2026年1月30日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
- 2. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、日精樹脂及びTOYOが協議の上、合意により前項に定める本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第10条 (株式上場、株主名簿管理人)

- 1. 日精樹脂及びTOYOは、本持株会社の発行する普通株式が本成立日に株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されるよう、必要となる手続を相互に協議の上協力して行うものとする。
- 2. 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第11条 (自己株式の消却)

日精樹脂及びTOYOは、本成立日までに、それぞれ保有する自己株式（本株式移転に際して行使される株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する。

第12条 (事業の運営等)

- 1. 日精樹脂及びTOYOは、本株式移転計画の作成日から本成立日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、か

- つ、それぞれの子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。その後の改正を含む。）第 8 条第 3 項に規定される子会社をいう。）をして善良なる管理者の注意をもってその業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 日精樹脂及び TOYO は、本株式移転計画の作成日から本成立日までの間、本株式移転の実行又は本株式移転比率の合理性に重大な影響を与えるおそれのある事由又は事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、日精樹脂及び TOYO は、その取扱いについて誠実に協議する。

第 13 条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第 9 条に定める日精樹脂若しくは TOYO の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第 14 条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画の作成日から本成立日の前日までの間において、次のいずれかの事象が発生した場合には、日精樹脂及び TOYO は、合意により、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は、本株式移転を中止することができる。

- (1) 日精樹脂又は TOYO の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生し、又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合
- (2) 本株式移転の実行の支障となる重大な事象が発生又は判明した場合
- (3) その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合

第 15 条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めのない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、日精樹脂及び TOYO が誠実に協議の上、合意により定める。

（以下余白）

本株式移転計画の作成を証するため、本書 2 通を作成し、日精樹脂及び TOYO が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 11 月 14 日

日精樹脂：長野県埴科郡坂城町大字南条 2110 番地
日精樹脂工業株式会社
代表取締役社長 依田 穂積

TOYO：兵庫県明石市二見町福里字西之山 523 番の 1
TOYO イノベックス株式会社
代表取締役社長 田畠 穎章

GMS グループ株式会社
定款

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、GMS グループ株式会社と称し、英文では GMS Group Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 産業用機械その他一般機械器具及びこれらに関連する部品、装置、設備、システムの製造、販売、設計、修理
- (2) 金型及びこれに関連する機械、装置、システムの製造並びに販売
- (3) 合成樹脂製品の製造並びに販売
- (4) 金属及び金属製品の製造、加工並びに販売
- (5) ワイヤー及び車輌部品の製造、販売
- (6) 繊維及び化学製品の製造、加工並びに販売
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

2 当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、230,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(単元未満株主の買増請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう当会社に対して請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役が定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り又は買増し、その他株式又は新株予約権に関する諸手続及び手数料等は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役が定める株式取扱規則によるものとする。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集する。臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた順序により、代表取締役会長又は代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 前項により議長を務めるべき代表取締役会長及び代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第19条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
 4. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 5. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中か

ら代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた順序により、

代表取締役会長又は代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 前項により議長を務めるべき代表取締役会長及び代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、

緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とし、当会社の中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。

(配当金の除斥期間等)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 剰余金の配当には利息を付さないものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第38条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2027年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、年額300百万円以内とする。

2. 第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等の総額は、年額70百万円以内とする。

3. 第30条の規定にかかわらず、本条第1項で定める報酬枠とは別枠で、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対し支給する報酬等のうち、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の内容は、以下のとおりとする。

(1) 対象取締役に対し支給される金銭報酬債権の総額は、年間100百万円以内とする。

(2) 対象取締役は、当会社の取締役会決議に基づき、前号により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当会社に給付し、当会社の普通株式について発行又は処分を受ける。対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の総数は377,500株以内（ただし、当会社の普通株式の株式分割（当会社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とする。

(3) 前号に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、前号の取締役会決議の日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。これによる当会社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当会社と対象取締役との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとする（本割当契約により割当を受けた普通株式を、以下「本株式」という。）。

ア 講渡制限期間

対象取締役は、本株式の割当を受けた日（以下「本割当日」という。）から当会社の取締役及び当会社の子会社の取締役のいずれの地位からも退任した時点まで（以下「本譲渡制限期間」という。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

イ 講渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当会社の取締役及び当会社の子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

ウ 無償取得事由

対象取締役が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当会社の取締役及び当会社の子会社の取締役のいずれの地位からも退任することが確定した場合等、本割当契約において定める一定の事由に該当した場合には、当会社は本株式の全部を無償で取得する。

エ 死亡、中途退任における取扱い

上記イの定めにかかわらず、対象取締役が本割当日の属する年の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当会社の取締役及び当会社の子会社の取締役のいずれの地位

からも退任した場合には、当該期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除することとし、この場合において、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

オ 組織再編等における取扱い

上記ア及びイの定めにかかわらず、当会社は、本譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要しない場合においては、当会社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当日の属する年の定時株主総会の翌月から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することとし(ただし、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式(譲渡制限付株式となるものに限る。)を交付するときは、この限りでない。)、この場合において、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

カ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当会社の取締役会において定めるものとする。

(譲渡制限等の承継)

第3条 TOYO イノベックス株式会社の譲渡制限付株式報酬規程(リストリクテッド・ストック) (令和3年5月26日制定)に基づき TOYO イノベックス株式会社からその取締役に対して交付された譲渡制限付株式について、当会社は、令和8年4月1日をもって、TOYO イノベックス株式会社と各取締役との間の譲渡制限付株式割当契約における TOYO イノベックス株式会社の契約上の地位及び権利義務を承継するものとする。

(本附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

別紙2 日精樹脂工業株式会社が発行している新株予約権

	①第1回新株予約権	②第2回新株予約権	③第3回新株予約権
決議年月日	2011年6月29日	2012年6月28日	2013年6月27日
付与日	2011年7月15日	2012年7月13日	2013年7月12日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2011年7月16日～ 2046年7月15日	2012年7月14日～ 2047年7月13日	2013年7月13日～ 2048年7月12日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注) 1. (注) 2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3.		
新株予約権の行使の条件	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.		

別紙 2

	④第4回新株予約権	⑤第5回新株予約権	⑥第6回新株予約権
決議年月日	2014年6月27日	2015年6月26日	2016年6月24日
付与日	2014年7月14日	2015年7月13日	2016年7月11日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2014年7月15日～ 2049年7月14日	2015年7月14日～ 2050年7月13日	2016年7月12日～ 2051年7月11日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注) 1. (注) 2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3.		
新株予約権の行使の条件	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.		

別紙2

	⑦第7回新株予約権	⑧第8回新株予約権	⑨第9回新株予約権
決議年月日	2017年6月23日	2018年6月27日	2019年6月26日
付与日	2017年7月10日	2018年7月13日	2019年7月12日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2017年7月11日～ 2052年7月10日	2018年7月14日～ 2053年7月13日	2019年7月13日～ 2054年7月12日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注)1. (注)2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)3.		
新株予約権の行使の条件	(注)4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.		

別紙 2

	⑩第 10 回新株予約権	⑪第 11 回新株予約権	⑫第 12 回新株予約権
決議年月日	2020 年 6 月 26 日	2021 年 6 月 25 日	2022 年 6 月 24 日
付与日	2020 年 7 月 13 日	2021 年 7 月 12 日	2022 年 7 月 11 日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2020 年 7 月 14 日～ 2055 年 7 月 13 日	2021 年 7 月 13 日～ 2056 年 7 月 12 日	2022 年 7 月 12 日～ 2057 年 7 月 11 日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注) 1. (注) 2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3.		
新株予約権の行使の条件	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.		

別紙2

	⑬第13回新株予約権	⑭第14回新株予約権	⑮第15回新株予約権
決議年月日	2023年6月23日	2024年6月26日	2025年6月26日
付与日	2023年7月10日	2024年7月16日	2025年7月14日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2023年7月11日～ 2058年7月10日	2024年7月17日～ 2059年7月16日	2025年7月15日～ 2060年7月14日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注)1. (注)2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)3.		
新株予約権の行使の条件	(注)4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.		

(注)

1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 普通株式100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

日精樹脂が、新株予約権の割当日後、日精樹脂の普通株式につき、株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が日精樹脂の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会終結の日の翌日以降これを適用する。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権行使の条件

①新株予約権者は、日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、日精樹脂が消滅会社となる合併契約承認の議案、日精樹脂が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、日精樹脂が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、日精樹脂の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、日精樹脂の取締役会決議、又は、会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、5に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③その他の条件については、日精樹脂と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

日精樹脂が合併(日精樹脂が合併により消滅する場合に限る。)、吸收分割若しくは新設分割(それぞれ日精樹脂が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ日精樹脂が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸收合併につき吸收合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸收分割につき吸收分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下に同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。

ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当

たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定められる新株予約権の行使期間の行使開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

日精樹脂は以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき日精樹脂の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、日精樹脂の取締役会決議又は、会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、日精樹脂の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 日精樹脂が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 日精樹脂が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ. 日精樹脂が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ. 日精樹脂の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について日精樹脂の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について日精樹脂の承認を要すること又は当該種類の株式について日精樹脂が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

別紙 3 GMS グループ株式会社が発行する新株予約権

	①第 1 回新株予約権	②第 2 回新株予約権	③第 3 回新株予約権
付与日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日
権利確定条件	本持株会社又は本持株会社が直接又は間接に支配する会社（以下「グループ会社」という。）のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026 年 4 月 1 日～ 2046 年 7 月 15 日	2026 年 4 月 1 日～ 2047 年 7 月 13 日	2026 年 4 月 1 日～ 2048 年 7 月 12 日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に 2 を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注 1）	新株予約権 1 個に対して普通株式 100 株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注 2)		
新株予約権の行使の条件	(注 3)		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)		

	④第4回新株予約権	⑤第5回新株予約権	⑥第6回新株予約権
付与日	2026年4月1日	2026年4月1日	2026年4月1日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026年4月1日～ 2049年7月14日	2026年4月1日～ 2050年7月13日	2026年4月1日～ 2051年7月11日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に2を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注1）	新株予約権1個に対して普通株式100株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注2)		
新株予約権の行使の条件	(注3)		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)		

	⑦第7回新株予約権	⑧第8回新株予約権	⑨第9回新株予約権
付与日	2026年4月1日	2026年4月1日	2026年4月1日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026年4月1日～ 2052年7月10日	2026年4月1日～ 2053年7月13日	2026年4月1日～ 2054年7月12日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に2を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注1）	新株予約権1個に対して普通株式100株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注2)		
新株予約権の行使の条件	(注3)		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)		

	⑩第10回新株予約権	⑪第11回新株予約権	⑫第12回新株予約権
付与日	2026年4月1日	2026年4月1日	2026年4月1日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026年4月1日～ 2055年7月13日	2026年4月1日～ 2056年7月12日	2026年4月1日～ 2057年7月11日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に2を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注1）	新株予約権1個に対して普通株式100株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注2)		
新株予約権の行使の条件	(注3)		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)		

	⑬第13回新株予約権	⑭第14回新株予約権	⑮第15回新株予約権
付与日	2026年4月1日	2026年4月1日	2026年4月1日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026年4月1日～ 2058年7月10日	2026年4月1日～ 2059年7月16日	2026年4月1日～ 2060年7月14日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に2を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注1）	新株予約権1個に対して普通株式100株		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注2)		
新株予約権の行使の条件	(注3)		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)		

(注)

1. 新株予約権の目的となる株式の数

本持株会社が、新株予約権の割当日後、本持株会社の普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が本持株会社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基

準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会終結の日の翌日以降これを適用する。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①にかかわらず、本持株会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、本持株会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は本持株会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、本持株会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、本持株会社の取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③その他の条件については、本持株会社と新株予約権者との間で締結する「新株約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

本持株会社が合併（本持株会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ本持株会社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ本持株会社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下に同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定められる新株予約権の行使期間の行使開始日と組織再編行為の効力発生日のう

ちいすれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

本持株会社は以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき本持株会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、本持株会社の取締役会決議がなされた場合）は、本持株会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 本持株会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 本持株会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ. 本持株会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ. 本持株会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について本持株会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について本持株会社の承認を要すること又は当該種類の株式について本持株会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5. 本持株会社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

別添 2

最終事業年度（2025年3月期）に係る TOYO イノベックスに関する事項

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源エネルギー価格の高騰や世界的な物価の上昇が続き、中国における不動産市場の低迷を背景とした景気の減速や中東地域の武力衝突など、先行きは不透明な状況で推移しました。国内経済においても、個人消費やインバウンド需要が活発となったことにより景気は持ち直すものと見られたものの、急激な円安の影響による原材料価格の高騰や物価の上昇が続き厳しい状況で推移しました。

当社グループに関連する業界におきましては、世界的な需要低迷の長期化と急激な円安進行による調達部材価格の上昇及び燃料エネルギー価格の高騰等の影響により非常に厳しい状況で推移しました。

このような市場環境のもと、当社グループは2027年3月期を最終年度とする中期経営計画2026に基づいた事業活動を推進し、「競争力のあるダイカストマシンの売上比率向上」「射出成形機主力機種の計画生産化の推進」「成形イノベーションの創出とCustomers ' Value Upの進化」「経営戦略と連動した人材戦略の構築」など、中長期的な視点から持続的な成長と安定した収益確保に取り組んでまいりましたが、世界的な成形機需要の低迷や競争の激化、中国での景気減速の影響を受け、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は27,462百万円（前期比3.5%増）、売上高は27,024百万円（同6.3%減）となりました。このうち、国内売上高は8,238百万円（同0.5%増）、海外売上高は18,786百万円（同9.0%減）となり、海外比率は69.5%となりました。損益面につきましては、生産量減少で操業度が低下したことによる固定費回収不足と部材価格高騰等の影響による製品原価が増大したことにより、営業損失が521百万円、経常損失が427百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は、これらの影響に加えて繰延税金資産の取崩しで法人税等調整額227百万円が発生したこと等により845百万円となりました。

製品別の売上の状況は、以下のとおりです。

[射出成形機]

射出成形機につきましては、国内は、自動車関連・生活用品関連の売上が増加しました。海外においては、中国で医療機器関連、自動車関連や米州で生活用品関連の売上が減少しましたが、東南アジア・南アジアで医療機器関連・自動車関連の売上が増加しました。

この結果、受注高は20,299百万円（前期比4.4%増）、売上高は19,789百万円（同8.3%減）となりました。このうち、海外売上高は13,552百万円（同12.5%減）となり、海外比率は68.5%となりました。

[ダイカストマシン]

ダイカストマシンにつきましては、国内は工業部品・自動車関連の売上が減少しました。海外につきましては、中国で自動車関連・工業部品関連の売上が大幅に減少しましたが、東南アジア・南アジアにおいて自動車関連の売上が増加しました。

この結果、受注高は7,163百万円（前期比1.1%増）、売上高は7,235百万円（同0.4%減）となりました。このうち、海外売上高は5,234百万円（同1.4%増）となり、海外比率は72.3%となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,608百万円となりました。主な設備投資としましては、新大型機組立工場の建設及び拡販のためのモニター機や展示機などあります。

(3) 資金調達の状況

上記設備投資に対する資金は、金融機関からの借入金により賄っております。

また、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行と貸出コミットメント契約を継続して締結しています。

貸出コミットメントの総額 2,000百万円

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第148期 2021年度	第149期 2022年度	第150期 2023年度	第151期 2024年度 (当期)
売上高	33,273	35,298	28,842	27,024
経常利益又は経常損失(△)	1,970	1,538	△64	△427
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	1,277	648	△1,293	△845
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	62.21	31.59	△62.99	△41.18
総資産	31,141	31,901	30,062	30,100
純資産	19,595	19,985	18,584	17,657
1株当たり純資産額(円)	940.49	955.97	883.30	835.82

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東地域における軍事衝突などの地政学的リスクに加え、依然として中国の景気回復が見通せないこと、及び米国が世界各国に課す相互関税を巡る混乱などにより、不透明な状況が続くものと予想しております。

一方、当社グループの事業に関連する市場においては、自動車関連の設備投資の増加や成長著しいインド市場で受注が増加する等の明るい兆しが見られるものの、中国経済の停滞に伴う需要の低迷や急激な円安による資源エネルギー・原材料価格の高騰により、受注環境は厳しい状況で推移するものと思われます。

このような市場環境の中、当社グループは、労働力不足解消に繋がる自動化やカーボンニュートラルに寄与する製品開発など顧客のニーズに応える高付加価値な製品づくりが喫緊の課題であると認識しており、製品ポートフォリオの再構築や短納期化、アフターサービス体制の強化を重点施策として位置づけ、以下の成長戦略を実行してまいります。

まず、製品戦略として、射出成形機の最新機種の「Si-7」の更なる市場への浸透を図り、製品認知度の向上と原価管理の徹底を図ります。ダイカストマシンでは「BD-V7EX」を集中的に拡販し、特にEV市場の開拓を強化してまいります。また、これらに加え、顧客に新たな付加価値を提供するべくAIを活用した省人化、自動化システム等のソリューションの提案にも注力してまいります。生産面では、2025年4月に竣工した新たな工場棟において、自動車や家電製品等の部材成形で需要が拡大している中大型機の生産を開始する一方で、ボリュームゾーンである小型機の半製品を在庫として持つ計画生産を増やし、生産効率の向上と迅速なカスタム対応、納期の短縮を図ります。さらに、2024年4月に開設したサービス物流センターの活用により更にサービス部品の供給体制を充実させ、顧客満足度を高めてまいります。当社グループは、これらの取組みを着実に実行するとともに「中期経営計画2026」で掲げた中長期的な指標であるパーカス、ビジョン、基本方針、経営戦略のもと、持続的な成長と企業価値向上に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいります。

引き続き、急激な為替変動や調達部材の長納期化及び価格の高騰が企業経営に悪影響をもたらす可能性はありますが、リスクを最小限に抑え、利益を確保するために必要なあらゆる施策を講じることによって、業績の確保を図ってまいります。

なお、2026年3月期の連結業績見通しにつきましては、売上高は30,000百万円（前期比11.0%増）、営業利益300百万円（前期は営業損失521百万円）、経常利益400百万円（前期は経常損失427百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は150百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失845百万円）を見込んでおります。

(6) 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(子会社)			
東洋工機株式会社	百万円 20	% 100	射出成形機及びダイカストマシン用周辺機器の製造、搬送機の製造及び販売
東洋機械エンジニアリング株式会社	百万円 10	100	成形機の保守サービス・据付及び精密金型の販売
東洋機械（常熟）有限公司	百万元 47	100	射出成形機及びダイカストマシンの製造及び販売
(関連会社)			
GM-Injection AG	百万CHF 0.5	% 30.2	射出成形機の販売及び保守サービス

(注) 連結子会社は上記の重要な子会社3社及びTOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.、TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.、東曜機械貿易（上海）有限公司、東洋機械金属（広州）貿易有限公司、東金股份有限公司、TOYO MACHINERY VIETNAM CO., LTD.、PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIAの10社であります。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループの製造・販売する主要な製品は、次のとおりであります。

部 門	主 要 な 製 品
射 出 成 形 機	プラスチック射出成形機及び周辺機器
ダ イ カ ス ト マ シ ン	ダイカストマシン及び周辺機器

(8) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

事業所	所在地
本社・工場	兵庫県 明石市
東京支店	神奈川県 横浜市
関西支店	大阪府 東大阪市
中部支店	愛知県 名古屋市
埼京支店	埼玉県 川口市
西日本支店	兵庫県 明石市
香港支店	中国 香港特別行政区
インド支店	インド グルグラム市

②子会社の主要な事業所

事業所	所在地
東洋工機株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械エンジニアリング株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械（常熟）有限公司	中国 江蘇省 常熟市
TOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.	タイ パンコク市
東曜機械貿易（上海）有限公司	中国 上海市
東洋機械金属（広州）貿易有限公司	中国 広東省 広州市
東金股份有限公司	台湾 台北市
TOYO MACHINERY VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
737名	11名減

(注) 従業員数は、在籍人員であります。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,110百万円
株式会社三菱UFJ銀行	720百万円
株式会社中国銀行	650百万円
株式会社みずほ銀行	400百万円
株式会社みなと銀行	300百万円
株式会社山陰合同銀行	100百万円
株式会社百十四銀行	100百万円
株式会社りそな銀行	100百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,703,000株 (自己株式235,151株を含む)
 (3) 株主数 20,625名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
清 原 達 郎	千株 1,473	% 7.20
株 式 会 社 日 本 製 鋼 所	1,450	7.08
U B E M A S I N A R I Y O S U C H I K U	1,450	7.08
株 式 会 社 マ ル カ	622	3.04
株 式 会 社 山 善	600	2.93
第 一 実 業 株 式 会 社	400	1.95
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	207	1.01
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	201	0.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	192	0.94
野 村 證 券 株 式 会 社	143	0.70

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式を235,151株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	8,800	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項」「(4)取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針」「③報酬等の種類ごとの決定方針等」「3)非金銭報酬 (株式報酬)」に記載のとおりであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田畠禎章	
取締役	高月健司	管理本部長及びサステナビリティ、リスク管理担当
取締役	山本博之	営業本部長
取締役	中村孝夫	技術本部長
取締役	山田光夫	株式会社アントレボ専務取締役
取締役	伊賀真理	株式会社マーチ代表取締役 株式会社住友倉庫社外取締役
常勤監査役	藤本隆之	
監査役	下河邊由香	弁護士
監査役	佐和周	佐和公認会計士事務所代表 TOA株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役山田光夫氏及び伊賀真理氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役下河邊由香氏及び佐和周氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役下河邊由香氏は、弁護士の資格を有しております、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐和周氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役及び社外監査役が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

2024年6月25日開催の第150回定時株主総会において、中村孝夫氏が取締役に選任され、就任いたしました。

②退任

2024年6月25日開催の第150回定時株主総会の終結の時をもって、取締役の三輪恭裕氏は任期満了により退任いたしました。また、監査役の高橋正哉氏は2024年6月25日開催の第150回定時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

③当事業年度中の取締役の担当の変更

氏名	新	旧	異動年月日
山本博之	取締役 営業本部長	取締役 営業本部長兼中国営業部長	2024年4月1日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)				対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等(RS)	非金銭報酬等(PSU)	
取締役 (社外取締役を除く)	63	53	—	10	—	5
社外取締役	12	12	—	—	—	2
監査役 (うち社外監査役)	25 (12)	25 (12)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬及び非金銭報酬(株式報酬)の額に係る決議は、以下のとおりであります。

①2017年6月23日開催の第143回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております

(うち社外取締役200百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない)。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち社外取締役は2名)であります。

②2021年6月25日開催の第147回定時株主総会において、①の金銭報酬とは別枠の報酬に関する決議を以下、1)及び2)のとおり行っております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除きます。)の員数は、4名であります。

1) 每期一定の譲渡制限付株式を交付するリストリクテッド・ストック

譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の額として年額10百万円以内、株式数の上限

を年25,000株以内(社外取締役は付与対象外)。

2) 予め定めた業績条件の達成度に応じて譲渡制限付株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニット

譲渡制限付株式の付与のために支給する3事業年度分の報酬の額として90百万円以内(年額30百万円以内)、株式数の上限を75,000株(年25,000株)以内(社外取締役は付与対象外)。

3. 監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第120回定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち社外監査役は2名)であります。

4. 非金銭報酬等は当社の譲渡制限付株式であり、リストリクテッド・ストックは原則として毎事業年度支給され、割当契約に基づき、取締役の地位を退任した時点まで譲渡等を行うことができない旨の譲渡制限が設定されています。当該譲渡制限は、取締役の退任時まで継続して取締

役の地位にあったことを条件として解除されます。また、取締役が、死亡、任期満了その他の正当な理由によらずその地位を退任することが確定した場合等においては、当社が株式を無償で取得するものとされています。一方、パフォーマンス・シェア・ユニットは当社の中期経営計画の期間である3事業年度（以下、「支給対象期間」といいます。）における業績等の目標達成度、在任期間等に応じて株式が支給され（最終交付株式数の下限は0株）、支給にあたってはリストリクテッド・ストックに準ずる内容の割当契約を締結します。ただし、支給対象期間中に死亡、任期満了その他の正当な理由によらずその地位を退任した場合等においては、株式の支給はありません。当該株式の当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」「(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。なお、上表の非金銭報酬等の総額は当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬額の費用計上額（社外取締役を除く取締役5名に対し、10百万円）であります。

5. 取締役の個人別の報酬等（株式報酬を除く。）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長である田畠禎章がその決定の委任を受けており、代表取締役社長は、当該委任に基づき、取締役の個人別の固定報酬及び個人別の業績連動報酬（賞与）を決定しております。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業務遂行状況も踏まえて報酬の内容を決定するためには、代表取締役社長による決定が最も適していると考えられるため、代表取締役社長に上記の権限を委任したものです。当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長の作成した取締役の個人別の報酬等の原案は、過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問されるものとし、その答申を受けた取締役会は当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は当該決議に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針

当社は、取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりであります。当該取締役会の決議に際しては、予め過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、人事報酬委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

1) 業務執行を担う取締役の報酬については、積極的に企業価値向上に取り組むためのインセンティブとして相応しい水準・体系であることを基本とする。

2) 社外取締役の報酬については、当社の業務執行に対し専門的な知識・経験を基に独立した観点から助言・監督を行うことができる人材を継続的に確保できる水準とする。

②体系

1) 業務執行を担う取締役の報酬等

固定月額報酬と短期的な業績運動報酬としての賞与、中期的な業績反映及び株主との価値共有を目的とした非金銭報酬（株式報酬）により構成する。

2) 社外取締役の報酬等

固定月額報酬のみとする。

非業務執行であることから業績運動報酬としての賞与及び非金銭報酬（株式報酬）は支給しない。

③報酬等の種類ごとの決定方針等

1) 固定報酬

固定報酬は、当社における業務責任に応じた役位別定額の金額とする。

2) 賞与

(i) 短期業績のインセンティブとして機能するよう連結営業利益を指標とし、役位別基準賞与額を基礎に当該指標を加味して金額を算出し、さらに業績評価シートによる個人評価を加味したうえで決定する。

(ii) 賞与額の下限は0円とする。

3) 非金銭報酬（株式報酬）

(i) 非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、毎期一定の譲渡制限付株式を交付するリストリクテッド・ストック及び予め定めた業績条件の達成度に応じて譲渡制限付株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニットの2制度で構成する。

(ii) リストリクテッド・ストックは、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込みさせる方法により割り当てる。上記金銭報酬債権の金額は、役位毎に同額の支給基準額に基づいて算定し、取締役会で決定する。

(iii) パフォーマンス・シェア・ユニットは、当社の中期経営計画の期間である3事業年度における業績等の目標達成度に応じて、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込みさせる方法により割り当てる。割り当てる株式数は、役位毎に同数の支給基準株式数、中期経営計画の期間における連結営業利益累計額の目標達成度、中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度及び在任期間に基づいて算定し、その数に応じた金銭報酬債権の金額を取締役会で決定する。

(iv) リストリクテッド・ストックにおいて金銭報酬債権額の算定の基礎となる役位毎の支給基準額、及び、パフォーマンス・シェア・ユニットにおいて支給基準株式数の算定の基礎となる役位毎の支給基準額は、同額とする。

④ 固定報酬・賞与・非金銭報酬（株式報酬）の割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の固定報酬：賞与：非金銭報酬（株式報酬）の比率は、積極的に企業価値向上に取り組む為のインセンティブとして相応しい水準・体系となるよう設定し、連結営業利益の額等により変動し得るもの、概ね、65：25：10とする。

⑤報酬等の付与の時期・条件の決定に関する方針

1) 固定報酬

定時株主総会終了後に開催される取締役会に基づく委任を受け、代表取締役が、定時株主総会の翌7月から翌年6月までの固定報酬を決定し、毎月支給する。

2) 賞与

定時株主総会終了後に開催される取締役会に基づく委任を受け、代表取締役が、前事業年度に対する賞与を決定し、決定の翌営業日を目安に支給する。

3) 非金銭報酬（株式報酬）

リストリクテッド・ストックについては、毎年、定時株主総会終了後開催の取締役会で譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の支給を決議し、当該決議の翌月に譲渡制限付株式を交付する。

パフォーマンス・シェア・ユニットについては、中期経営計画の最終事業年度終了後、原則として、当該事業年度の業績が確定する取締役会で譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の支給を決議し、当該決議の翌月に譲渡制限付株式を交付する。なお、中期経営計画の途中年度で退任した取締役に対しパフォーマンス・シェア・ユニットが割り当てられる場合、原則として、金銭報酬債権の支給決議の翌月に交付されるものとする。

⑥個人別の報酬等の内容についての決定方法等

個人別の報酬等（株式報酬を除く。）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその決定の委任を受けるものとし、代表取締役社長は、当該委任に基づき、取締役の個人別の固定報酬及び個人別の賞与を決定する。当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長の作成した各取締役の個人別の報酬等の原案は、過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問されるものとし、その答申を受けた取締役会は、当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は、当該決議に基づき、各取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

(5) 業績連動報酬等に関する事項

①業績連動報酬等の額又は算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該指標を選定した理由

1) 賞与

賞与に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は「1. 企業集団の現況に関する事項」「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、経営活動により生み出した付加価値を測る尺度として最も適切であると判断したからであります。

2) パフォーマンス・シェア・ユニット

パフォーマンス・シェア・ユニットに係る業績指標は、中期経営計画の期間(3事業年度)における連結営業利益累計額の目標達成度及び中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度であります。中期経営計画の期間における連結営業利益累計額を指標として選択した理由は、当社として中期経営計画の対象期間を一つの事業年度とみなして事業上の取組みを行いたいと考えており、中期経営計画の期間における連結営業利益累計額が事業活動の直接的な目標として重要であると判断したからであります。また、中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度を指標として選択した理由は、当社の企業価値を高めていくための目標として重要であると考えたからであります。

②業績連動報酬等の額又は算定方法

1) 賞与

賞与の算定方法については、「3. 会社役員に関する事項」「(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針」「③報酬等の種類ごとの決定方針等」「2) 賞与」に記載のとおりであります。

2) パフォーマンス・シェア・ユニット

パフォーマンス・シェア・ユニットの算定方法については、「3. 会社役員に関する事項」「(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針」「③報酬等の種類ごとの決定方針等」「3) 非金銭報酬(株式報酬)」(iii)に記載のとおりであります。

③業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標に関する実績

1) 賞与

連結営業利益の実績は「1. 企業集団の現況に関する事項」「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

2) パフォーマンス・シェア・ユニット

中期経営計画の期間における連結営業利益累計額の目標達成度及び中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度は、中期経営計画期間が終了した後に確定いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役の山田光夫氏及び伊賀真理氏、監査役の藤本隆之氏、下河邊由香氏及び佐和周氏との間で会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。その内容の概要は、これらの取締役及び監査役の責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを意識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

なお、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に見直しを実施後、毎年、取締役会にて決議のうえ、更新しております。

(8) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	山 田 光 夫	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、メーカーにおける製品開発、事業運営及び経営に関する豊富な経験を基に、技術や投資、その他経営全般について、業務執行から独立した観点から積極的に質問や意見を述べております。この他、人事報酬委員会の委員長として議事の運営にあたるとともに、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公平性・多様性の確保及び向上に関して、当社が期待する重要な役割を果たしております。
取 締 役	伊 賀 真 理	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、マーケティング及び人材・組織活性化に関するコンサルティング会社の経営者としての豊富な経験や知見を基に、当社の経営全般において、業務執行から独立した観点から積極的に質問や意見を述べております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公平性・多様性の確保及び向上に関して、当社が期待する重要な役割を果たしております。
監 査 役	下 河 邊 由 香	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席し、弁護士としての豊富な実務経験に基づく、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を基に有用な意見を述べております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性・多様性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
監 査 役	佐 和 周	監査役就任以降に開催の取締役会10回及び監査役会10回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知見や経営全般に関する高い見識を基に適宜発言を行っております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性・多様性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年4月1日付で、商号をTOYOイノベックス株式会社に変更いたしました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的視点から、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対して安定的な配当の維持及び適正利益還元を基本としております。内部留保につきましては、長期展望に立つた新規事業の開発活動及び経営体質の効率化・省力化のための投資等に活用していく予定です。

また、資本コストを意識し、財務健全性とのバランスを考慮しながら有利子負債も活用することによって資本効率を高め、中期経営計画の目標であるROE 8 %超を達成することにより、株主の皆様へ安定的かつ持続的な配当の実施を目指してまいります。

配当時期につきましては、中間及び期末の年2回を基本としております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に関する事項を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。当期に実施した期末配当及び中間配当は次のとおりであります。

[期末配当]

- ・ 1株当たり配当金額：普通株式1株につき17円50銭
- ・ 配当総額：358,187,358円
- ・ 効力発生日：2025年6月25日

[中間配当]

- ・ 1株当たり配当金額：普通株式1株につき17円50銭
- ・ 配当総額：359,514,225円
- ・ 効力発生日：2024年12月2日

(注) 1. 本事業報告に記載の株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、金額につきましては、1円未満を切り上げ、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	21,328	流 動 負 債	9,156
現 金 及 び 預 金	4,829	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,194
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,821	電 子 記 録 債 務	638
電 子 記 録 債 権	1,241	短 期 借 入 金	2,300
商 品 及 び 製 品	3,539	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	340
仕 掛 品	3,223	未 払 費 用	593
原 材 料 及 び 貯 藏 品	1,315	未 払 法 人 税 等	156
そ の 他	1,366	製 品 保 証 引 当 金	47
貸 倒 引 当 金	△8	災 害 損 失 引 当 金	252
固 定 資 産	8,771	そ の 他	1,632
有 形 固 定 資 産	7,332	固 定 負 債	3,286
建 物 及 び 構 築 物	4,243	長 期 借 入 金	840
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	920	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,399
工 具 、 器 具 及 び 備 品	95	繰 延 税 金 負 債	927
土 地	782	役 員 株 式 給 付 引 当 金	4
リ 一 ス 資 産	135	そ の 他	116
建 設 仮 勘 定	1,155	負 債 合 計	12,443
無 形 固 定 資 産	291	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	145	株 主 資 本	15,207
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	15	資 本 金	2,506
そ の 他	130	資 本 剰 余 金	2,398
投 資 そ の 他 の 資 産	1,148	利 益 剰 余 金	10,383
投 資 有 価 証 券	976	自 己 株 式	△80
繰 延 税 金 資 産	124	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,900
そ の 他	659	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	170
貸 倒 引 当 金	△611	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△6
資 产 合 計	30,100	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,421
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	314
		非 支 配 株 主 持 分	549
		純 資 産 合 計	17,657
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	30,100

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	27,024
売 上 原 価	22,167
売 上 総 利 益	4,856
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,378
営 業 損 失	521
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	31
固 定 資 産 賃 貸 料	68
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	78
そ の 他	35
	213
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	30
固 定 資 産 賃 貸 費 用	8
為 替 差 損	43
そ の 他	37
	119
經 常 損 失	427
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	45
災 害 保 険 金 収 入	301
	346
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	273
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	359
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	209
法 人 税 等 調 整 額	227
当 期 純 損 失	437
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	796
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	48
	845

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	2,506	2,393	11,947	△32	16,814
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△718		△718
親会社株主に帰属する当期純損失			△845		△845
自己株式の取得				△50	△50
自己株式の処分		4		1	6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	4	△1,563	△48	△1,607
2025年3月31日残高	2,506	2,398	10,383	△80	15,207

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2024年4月1日残高	208	△17	970	163	1,323	446	18,584
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△718
親会社株主に帰属する当期純損失							△845
自己株式の取得							△50
自己株式の処分							6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△37	11	451	150	576	103	680
連結会計年度中の変動額合計	△37	11	451	150	576	103	△927
2025年3月31日残高	170	△6	1,421	314	1,900	549	17,657

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 额	科 目	金 额
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	16,015	流 動 負 債	9,782
現 金 及 び 預 金	3,162	買 挂 債 金	3,425
受 取 手 形	1,224	電 子 記 録 債 務	659
電 子 記 録 債 権	1,235	短 期 借 入 金	3,000
壳 品 及 び 製 品	4,020	1年内返済予定の長期借入金	340
商 品 及 び 製 品	2,109	未 払 費 用	195
仕 挂	2,264	未 払 法 人 税	489
原 材 料 及 び 貯 藏 品	903	未 払 品 保 証	36
前 払 費 用	32	引 当 金	47
未 収 収 入 金	21	災 害 損 失	252
未 収 消 費 税 等	999	前 受 受 払	468
そ の 他	51	設 備 関 係	582
貸 倒 引 当 金	△8	固 定 負 債	284
固 定 資 産	8,750	長 期 借 入 金	2,928
有 形 固 定 資 産	6,538	退 職 給 付 金	840
建 構 築 物	3,443	延 稅 金	1,573
機 械 及 び 装 置	100	の 他	401
車両 運 搬 具	854	負 債 合 計	112
工 具 、 器 具 及 び 備 品	3	(純資産の部)	12,711
土 地	63	株 主 資 本	11,889
リ 一 ス 資 産	782	資 本 余 金	2,506
建 設 仮 勘 定	135	資 本 準 備 金	2,398
無 形 固 定 資 産	1,155	そ の 他 資 本 余 金	2,028
ソ フ ト ウ エ ブ ル	153	利 益 余 金	369
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	132	利 益 準 備 金	7,065
そ の 他	15	そ の 他 利 益 余 金	203
投 資 そ の 他 の 資 産	5	固 定 資 産 縮 積 立 金	6,862
投 資 有 価 証 券	2,058	別 途 積 立 金	719
関 係 会 社 株 式	539	繰 越 利 益 余 金	3,750
関 係 会 社 出 資 金	670	自 己 株 式	2,392
そ の 他	828	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△80
	20	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	164
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	170
		純 資 産 合 計	△6
資 産 合 計	24,765	負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,765

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	23,749
売 上 原 価	20,554
売 上 総 利 益	3,194
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,153
営 業 損 失	958
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	576
そ の 他	166
	742
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	19
為 替 差 損	8
そ の 他	73
	101
經 常 損 失	317
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	45
災 害 保 険 金 収 入	301
	346
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	273
税 引 前 当 期 純 損 失	249
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	28
法 人 税 等 調 整 額	197
当 期 純 損 失	226
	475

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	固定資産 圧縮積立金
2024年4月1日残高	2,506	2,028	364	2,393	203	730	3,750
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩						△11	
剰余金の配当							
当期純損失							
自己株式の取得							
自己株式の処分			4	4			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	4	4	—	△11	—
2025年3月31日残高	2,506	2,028	369	2,398	203	719	3,750

	株主資本				評価・換算差額等			純資産 合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計							
	繰越利益 剰余金								
2024年4月1日残高	3,575	8,259	△32	13,127	208	△16	191	13,319	
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩	11	—		—				—	
剰余金の配当	△718	△718		△718				△718	
当期純損失	△475	△475		△475				△475	
自己株式の取得			△50	△50				△50	
自己株式の処分			1	6				6	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					△37	9	△27	△27	
事業年度中の変動額合計	△1,182	△1,194	△48	△1,237	△37	9	△27	△1,265	
2025年3月31日残高	2,392	7,065	△80	11,889	170	△6	164	12,054	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

TOYOイノベックス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 圭 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TOYOイノベックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOYOイノベックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成することを含む。

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

TOYOイノベックス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 圭 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TOYOイノベックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的の懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第151期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、隨時質問し、意見を述べるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とインターネット等を活用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に事業の報告を求め、その業務内容及び財産の状況を調査いたしました。監査役会の監査結果については、取締役会及び各部門の責任者に報告し、後日、これに対する対応状況を確認いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照

表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

TOYOイノベックス株式会社 監査役会

常勤監査役 藤本 隆之 ㊞

社外監査役 下河邊 由香 ㊞

社外監査役 佐和 周 ㊞